# 門真市スマートシティ推進業務委託 仕様書案

門真市

# 目次

1.	目	的・業務の趣旨	1
2.	本	業務の概要	1
( ]	(1	業務名	1
(2	2)	履行期間	1
(3	3)	業務内容	1
(∠	1)	選定方法	1
(5	5)	契約方法及び支払方法	1
(6	3)	業務提供期間等	2
(7	7)	本業務の規模	2
(8	3)	履行場所	2
, -	9)	成果物	
3.	ブ	ロジェクト体制	2
( ]	(1	発注者側の体制	2
(2	2)	受注者側の体制	2
4.	業	務内容	2
( ]	1)	業務1:全体業務設計・進捗管理	2
(2	2)	業務 2 : 門真市アプリ・統合デジタル ID の整備・運用	3
(3	3)	業務3:健康管理アプリ・サービスの整備・運用	6
(∠	1)	業務4:健康・医療データ連携基盤サービスの整備・運用	8
5.	そ	の他	11
( ]	1)	権利義務の譲渡等の禁止	11
(2	2)	著作権 著	
(3	3)	個人情報保護及び情報セキュリティ対策	11
(∠	1)	契約不適合責任	11
(5	5)	紛争等	11
(6	3)	守秘事項等	12
(7	7)	損害賠償	12
3)	3)	調査等	12
(0	9)	その他	12

#### 1. 目的・業務の趣旨

門真市では、地域が抱える様々な課題を AI、IoT、MaaS、自動運転、ドローン、グリーン化といった新技術や先進技術、データの活用(スマートシティ化)によって解決を図り、地域活性化につなげ、地方創生を実現することを目指している。

本市は「人情味あふれる!笑いのたえないまち門真」の実現に向け取組を進める一方で、平均寿命・健康寿命ともに全国・大阪府平均よりも短いという課題が存在している。このため市民の平均寿命・健康寿命の延伸実現に向け、個人のニーズ、悩みに即した健康医療サービスを提供可能な基盤を整備する。

具体的には医師会、歯科医師会、薬剤師会(以下、「三師会」という。)と連携し、マイナンバーカードと連携した本人認証基盤としての統合デジタル ID を具備したアプリ、個人の健康に関する医療情報・データを記録し、クラウドなどを通じてスマートフォンアプリ等で一元的に管理する健康管理アプリ・サービスの導入と健康・医療データ連携基盤を整備し、パーソナライズ化された最適な健康医療サービスを提供可能なスマートシティ事業の整備を実現することを目的とする。

#### 2. 本業務の概要

(1) 業務名

門真市スマートシティ推進業務委託

(2) 履行期間

契約日から令和7年3月31日(月)まで

(3) 業務内容

本業務は以下の4業務から構成される。

- (ア) 業務1:全体業務設計・進捗管理
- (イ)業務2:門真市アプリ及び統合デジタルIDサービスの整備・運用
- (ウ)業務3:健康管理アプリ・サービスの整備・運用
- (エ)業務4:健康・医療データ連携基盤サービスの整備・運用
- ※ 詳細は、「4. 業務内容」及び別紙1 (門真市スマートシティ推進事業概要)を参照すること。
- (4) 選定方法

公募型プロポーザル方式(参加手続きは、別途募集要領に定めるとおり)

- (5) 契約方法及び支払方法
  - (ア) 契約方法

初年度の構築にかかる役務部分については、選定により受注候補者となった者(以下、「受注候補者」という)と随意契約により契約する。

(イ) 支払方法

完了払い

## (6) 業務提供期間等

契約日から令和7年3月31日(月)まで

(7) 本業務の規模

市民を対象にスマートシティサービスの整備を行う。 対象とするユーザ数の詳細は「4.業務内容」を参照すること。

(8) 履行場所

門真市全域

(9) 成果物

本業務における成果物とは、本業務を履行する際に作成された有体物ならびに 無体物を指す。 ただし、本契約を履行する際、既に存在していた受注者の著作 物ならびにその二次的な著作物は成果物に含まない。提出した成果物の内容に変 更が生じた場合、都度改訂し再提出すること。成果物の詳細は「4.業務内容」 を参照すること。

#### 3. プロジェクト体制

(1) 発注者側の体制

本業務の遂行にあたっては、発注者は企画財政部企画課を事務局とし、関係部 署担当者及び三師会との情報共有を密にしながら円滑な推進を図る。

- (2) 受注者側の体制
  - (ア) スマートシティサービスの整備及び運用する上で、受注者が行う業務・支援 の実施に必要な人員を配置し、体制表にて提示すること。
  - (イ) 各種対応のスピードと質の確保のため、契約日時点において、門真市内に 保守拠点(本社・支社または営業所)が1ヵ所以上確保できること。

スマートシティサービスの運用状況について定期的な報告を行うとともに、提供サービスの維持・向上を図るために、継続的な運用改善を行うことができる体制とすること。

本プロジェクトに従事する要員は、必要な知識・技術に精通し実務経験を有していること。

## 4. 業務内容

- (1) 業務1:全体業務設計・進捗管理
  - (ア)業務の趣旨

本業務は複数のサービスを連携し市民に価値を提供するため、事業者のみならず、本市や三師会、外部有識者等の様々なステークホルダーが関与することになる。そのため、本業務全体を俯瞰しながら、当該ステークホルダーのニーズを把握・調整するとともに、本業務の目的達成に必要な業務全体の設計や進行管理等を行うことが求められる。

# (イ) 業務内容

以下の業務を提供すること。

- ① 本業務全体の設計
- ② 全体方針の策定・運営実行
- ③ 業務全体及び各取組の進捗管理
- ④ 全体の課題・リスク管理
- ⑤ 各会議体の設置・運営
- ⑥ 市民等への広報、説明会等の開催
- ⑦ 取組の効果測定(KPI)
- ⑧ その他、業務全体の運営管理に必要な事項

## (ウ) 上記業務提供にあたり留意すべき事項

- ① 後述する業務2~業務4の整備・運用内容等を集約し、全体方針を策定するとともに、全体方針と照らした各種サービスの整備・運用内容の最適化を推進すること。なお、全体方針には、業務全体の課題及びリスクへの対処に関する事項を含めること。
- ② 各業務を推進する事業者と都度連携を図り、各事業のスケジュールを集約 し、プロジェクト全体が円滑に進むようマネジメントするとともに、開発 進捗管理・KPI進捗管理等を行うこと。
- ③ 本業務を円滑に進めるための会議体を設置し、運用すること。
- ④ サービス利用者の拡大及びデジタル活用に関するリテラシーの向上のために、本市が行う市民や関係団体への広報活動、説明会等の開催にあたり、チラシやパンフレットの作成、講師の派遣等必要な支援を行うこと。なお、あらかじめ、議題や参加者、頻度等について、本市と協議すること。

#### (エ)業務スケジュール

業務2~業務4の進捗状況、運用開始時期を踏まえて、各業務のスケジュールを管理し、業務を推進すること。

#### (2) 業務 2 : (仮称) 門真市アプリ・統合デジタル ID の整備・運用

#### (ア) 業務の趣旨

本業務では、従来の門真市ホームページを介した健康医療に関わる情報発信のみでなく、市民の健康医療データを活用し、個々人のニーズに応じてパーソナライズ化された最適な健康医療サービスを提供することを実現するために、市民が「(仮称) 門真市アプリ (以下、「門真市アプリ」という。)」のプッシュ機能を通じて当該サービスへアクセス、利用できることを実現し、今後のサービス拡大(注)を実現する。

また、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 3 項 に規定する要配慮個人情報に該当する市民の健康医療データ等を取り扱うため、当該データの利活用にあたっては本人のものであることを保証する必要がある。そのため、本人確認・認証可能な「門真市アプリ」を整備することで、本人認証を行った上(セキュリティを担保した上)で、スマートシティサービスを提供する。

(注) 健康医療以外の行政サービス、交通、教育などの異分野への展開

## (イ) 業務内容

以下のサービスを整備し、市民に提供し、運用すること。

- 門真市アプリ
- ② 統合デジタル ID
- (ウ) サービス機能要件

門真市アプリ及び統合デジタル ID において、以下の機能要件を実装すること。

- ① 門真市アプリ
  - ・ 本市の健康医療に関する取組やイベント情報等を市民の個々人の関心に合わせて、パーソナライズ化して情報を通知するポータル及びダッシュボード機能を提供すること。
  - ・ 本業務終了後に、次の要件に対応できるよう、拡張性を想定したものと すること。
    - ▶ 門真市スマートシティ推進事業のサービス改善
    - ▶ 健康管理以外の新たな機能・サービスの追加
    - ▶ 他デジタル ID 及び他データ連携基盤との連携 等
  - ・ 市民 720 名のダウンロードが想定されていること。(令和 6 年度末時点)

#### ② 統合デジタル ID

- マイナンバーカードをトラストアンカー(信頼性の基点)としたデジタル ID であること。
- ・ 門真市アプリや業務3に示す健康管理アプリ・サービス及び業務4に示す健康・医療データ連携基盤サービスと連携が可能であること。
- ・ デジタル ID 発行または利用をする際に、アプリにて本人確認及び認証 可能であること。
- ・ 市民 720 名の利用が想定されていること。(令和 6 年度末時点)

#### (エ) セキュリティ要件

門真市アプリ及び統合デジタル ID において、以下のセキュリティ要件を実装すること。

- ① 物理的セキュリティ
  - ・ 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムを 構成する機器については、外部からの侵入対策が講じられた場所(日本 国内に限る。)に設置すること。
  - ・ 情報システムを構成する機器が設置されている場所において、許可のない者の不正侵入や許可のない物品の持込や持出を防止・検知するため、 入退管理や持ち込み物品管理等の方法または機能を備えること。
- ② 論理的セキュリティ

- ・ 情報システムのアカウントを管理(登録、更新、停止、削除等) するための機能を備えること。
- 情報システムの利用範囲について、システム管理者やユーザ等の役割に 応じたアクセス権を制御する機能を備えること。
- ・ 情報システムにアクセスする主体ごとに適切な認証方式 (例:パスワード認証、多要素認証等) を用いた認証機能を備えること。
- ・ インターネットを含む全てのネットワーク間の通信に対して、通信回線 を介した不正を防止するため、不正アクセスおよび許可されていない通 信プロトコルを通信回線上にて検知、通知および遮断する機能を備える こと。
- ・ 不正プログラム (ウイルス、ワーム、ボット等) の感染を防止する機能 を備えること。
- ・ 情報システムを構成する全てのサーバに対して、なりすましを防止する ために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。
- ・ 情報システムに蓄積されるデータへ不正アクセスされた場合の漏えい対 策として、データ暗号化等の機能を備えること。
- ・ インシデント発生時の原因特定等に有効なログ取得及び管理機能(ログの検索機能、ログの蓄積不能時のアラート機能等)を備えること。

#### ③ 運用におけるセキュリティ

- データのバックアップを取得・保管すること。
- ・ 情報システムの障害発生時等にバックアップデータから復旧ができること。
- ・ 不正プログラム感染防止機能の動作状況を管理し、常に動作させること。
- ・ 不正プログラム感染防止機能のパターンファイルを管理し、最新のパターンファイル等に更新すること。
- ・ 外部記憶媒体の外部への持ち出しは個人情報開示等請求への対応を除き 原則禁止とし、業務上必要な場合は本市の承認を得たうえで十分な紛 失・恣難対策を講じること。
- ・ 運用・保守時のセキュリティ要件を満たしていることを確認するため、 定期的(年1回以上)に情報セキュリティ点検を実施すること。

#### (オ) 上記業務提供にあたり留意すべき事項

- ① 全体方針に沿った形で、門真市アプリ及び統合デジタル ID の整備・運用 に至る業務計画 (スケジュールを含む) を策定すること。
- ② 必要に応じて、本市及び関係事業者との協議を踏まえて要件・仕様を調整すること。
- ③ 要件・仕様調整の結果、必要に応じて、門真市アプリ及び統合デジタル ID の設計・開発・テスト・リリースを行うこと。
- ④ 市民へのサービス提供に際して、利用規約・プライバシーポリシーを策定すること。

⑤ 市民へのサービス提供に対する KPI を設定・測定し、事業成果を報告する こと。

#### (力) 成果物

以下の竣工図書を提出すること。なお、提出物は、紙及び電子媒体(CD-R等)にてそれぞれ一部ずつ納品すること。

- ① 本業務(業務2)において連携するシステム(アプリやサービスを含む) 全体像・関連図等(本市と相談して決定すること)
- ② サービス仕様書(仕様が明確にわかるもの) 一式
- ③ マニュアル等資料 一式
- (3) 業務3: 健康管理アプリ・サービスの整備・運用

## (ア)業務の趣旨

市民の健康情報を健康管理アプリに集約することで自らの健康管理を効率的に行うだけでなく、健康に対する意識醸成を行う。また、医師による PHR データを活用したパーソナライズ診療を通じた生活習慣改善により市民の健康増進を図る。服薬支援サービスはポリファーマシー(注)による患者の健康被害や医療費の増大のリスク低減を実現し、食事管理サービスは食事管理サポートの DX 化を通じて食生活の改善を実現するなど、一連の取組を通じて市民の健康寿命の延伸を図るきっかけづくりへ繋げる。

(注)服用する薬剤数が多いのみならず、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス(どの程度処方通りに服薬しているか)低下等の問題につながる状態のこと。

## (イ)業務内容

- ① 健康管理アプリ・サービスの整備・運用及び門真市アプリとの連携
- ② 市民への健康管理アプリ普及活動方針の策定

#### (ウ) サービス機能要件

PHR データ管理アプリ・サービス、服薬データ管理アプリ・サービス、食事データ管理サービスにおいて下記機能の実装を想定したものとする。

- ① PHR データ管理アプリ・サービス
  - ・ ブラウザ機能(医療機関側のパソコン端末でも閲覧可能)が実装されていること。
  - ・ 心不全や高血圧などの疾患管理に適した入力項目等が実装されていること。
  - お薬手帳アプリとの連携機能が実装されていること。
  - ・ アンケート・メッセージ送付機能(健康管理アプリを通じて添付ファイル付きアンケート・メッセージを送付でき、回答状況を管理・出力できる)が実装されていること。
  - 市民600名のユーザが想定されていること。(令和6年度末時点)
- ② 服薬データ管理アプリ・サービス
  - ・ ブラウザ機能 (医療機関等のパソコン端末でも閲覧可能) が実装されていること。

- ・ 副作用チェック機能 (服用中の薬の中でその症状を引き起こす可能性が ある薬を確認することが可能) が実装されていること。
- ・ 市民300名のユーザが想定されていること。(令和6年度末時点)

#### ③ 食事データ管理サービス

- ・ PHR データを活用したリアルタイムモニタリング機能(データと食事内容をリアルタイムでモニタリングを行い食事指導に活用することが可能)が実装されていること。
- ・ チャットコミュニケーション機能(管理者ツールからチャットを用いた コミュニケーションが可能)が実装されていること。
- ・ 生成 AI 等を活用したフィードバック機能(生成 AI 等を用いて食事内容に対してフィードバックを受けることが可能)が実装されていること。
- 市民300名のユーザが想定されていること。(令和6年度末時点)

#### (エ) セキュリティ要件

健康管理アプリ・サービスにおいて、以下のセキュリティ要件を実装すること。

## ① 物理的セキュリティ

- ・ 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムを 構成する機器については、外部からの侵入対策が講じられた場所(日本 国内に限る。)に設置すること。
- ・ 情報システムを構成する機器が設置されている場所において、許可のない者の不正侵入や許可のない物品の持込や持出を防止・検知するため、 入退管理や持ち込み物品管理等の方法または機能を備えること。

#### ② 論理的セキュリティ

- ・ 情報システムのアカウントを管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること。
- ・ 情報システムの利用範囲について、システム管理者やユーザ等の役割に 応じたアクセス権を制御する機能を備えること。
- ・ 情報システムにアクセスする主体ごとに適切な認証方式 (例:パスワード認証、多要素認証等) を用いた認証機能を備えること。
- ・ インターネットを含む全てのネットワーク間の通信に対して、通信回線 を介した不正を防止するため、不正アクセスおよび許可されていない通 信プロトコルを通信回線上にて検知、通知および遮断する機能を備える こと。
- ・ 不正プログラム (ウイルス、ワーム、ボット等) の感染を防止する機能 を備えること。
- ・ 情報システムを構成する全てのサーバに対して、なりすましを防止する ために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。
- ・ 情報システムに蓄積されるデータへ不正アクセスされた場合の漏えい対 策として、データ暗号化等の機能を備えること。

- ・ インシデント発生時の原因特定等に有効なログ取得及び管理機能(ログ の検索機能、ログの蓄積不能時のアラート機能等)を備えること。
- ③ 運用におけるセキュリティ
  - ・ データのバックアップを取得・保管すること。
  - ・ 情報システムの障害発生時等にバックアップデータから復旧ができること。
  - ・ 不正プログラム感染防止機能の動作状況を管理し、常に動作させること。
  - ・ 不正プログラム感染防止機能のパターンファイルを管理し、最新のパターンファイル等に更新すること。
  - ・ 外部記憶媒体の外部への持ち出しは個人情報開示等請求への対応を除き 原則禁止とし、業務上必要な場合は本市の承認を得たうえで十分な紛 失・恣難対策を講じること。
  - ・ 運用・保守時のセキュリティ要件を満たしていることを確認するため、 定期的(年1回以上)に情報セキュリティ点検を実施すること。

## (オ) 上記業務提供にあたり留意すべき事項

- ① 全体方針に沿った形で、健康管理アプリ・サービスの整備・運用に至る業務計画(スケジュールを含む)を策定すること。
- ② 必要に応じて、本市及び関係事業者との協議を踏まえて要件・仕様を調整すること。
- ③ 要件・仕様調整の結果、必要に応じて、健康管理アプリ・サービスの設計・開発・テスト・リリースを行うこと。
- ④ 市民へのサービス提供に際して、利用規約・プライバシーポリシーを策定すること。
- ⑤ 市民へのサービス提供に対する KPI を設定・測定し、事業成果を報告する こと。
- ⑥ 今回の取組に参加する医療機関に対して、健康管理アプリ・サービスの活用をサポートすること。

#### (カ) 成果物

以下の竣工図書を提出すること。なお、提出物は、紙及び電子媒体(CD-R等)にてそれぞれ一部ずつ納品すること。

- ① 本業務(業務3)において連携するシステム(アプリやサービスを含む) 全体像・関連図等(本市と相談して決定すること)
- ② サービス仕様一式
- ③ マニュアル等資料 一式

#### (4) 業務4:健康・医療データ連携基盤サービスの整備・運用

#### (ア)業務の趣旨

本人及び医療機関等が健康・医療データを確認し、個人のニーズ、課題に即した適切な健康増進・医療サービスの提供を可能とするために、統合デジタ

ル ID を具備した門真市アプリと個人の健康・医療データを名寄せ可能とする データ連携基盤を整備する。

#### (イ)業務内容

健康・医療データ連携基盤サービスの整備・運用、及び門真市アプリとの連携 (ウ) サービス機能要件

健康・医療データ連携基盤サービスにおいて、以下の機能要件を実装すること。

- ・ 市民のインターフェースとなる「PHR データ管理アプリ・サービス」を 通じて、個人で蓄積した健康・医療データ(下記 I  $\sim$  IV のデータ等を想 定)を本人・医療機関等が閲覧できる仕組みを有すること。
  - I. バイタル情報:市民が IoT デバイス等で取得する体温、血圧、血 糖値、呼吸数、Sp02、脈拍など
  - II. 各種健診情報:マイナポータルの各種 API から取得する特定健 診、薬剤情報、予防接種、各種健診(妊産婦健診や乳幼児健診 等)
  - III. 電子カルテ情報:診療情報、処方情報、検査結果情報
  - IV. 服薬情報:「服薬データ管理アプリ・サービス」を経由して、市民 が処方された薬剤情報を取得
- ・ 統合デジタル ID サービスとの ID 連携により本人同意に基づいた名寄せ を実施して市民の健康・医療データを蓄積できる等拡張性があること。
- ・本市がデータ管理できる機能を有し、本市が管理画面より、オプトイン した市民情報を管理しながら必要に応じて抽出した対象属性向けにプッ シュ型の情報提供ができること。
- ・ 市民が連携した医療機関で本人に関するメモ等を記録、共有できる機能 を備えていること。

# (エ) セキュリティ要件

健康・医療データ連携基盤サービスにおいて、以下のセキュリティ要件を実 装すること。

- ① 物理的セキュリティ
  - ・ 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムを 構成する機器については、外部からの侵入対策が講じられた場所(日本 国内に限る。)に設置すること。
  - ・情報システムを構成する機器が設置されている場所において、許可のない者の不正侵入や許可のない物品の持込や持出を防止・検知するため、 入退管理や持ち込み物品管理等の方法または機能を備えること。
- ② 論理的セキュリティ
  - ・ 情報システムのアカウントを管理(登録、更新、停止、削除等) するための機能を備えること。
  - ・ 情報システムの利用範囲について、システム管理者やユーザ等の役割に 応じたアクセス権を制御する機能を備えること。

- ・ 情報システムにアクセスする主体ごとに適切な認証方式 (例:パスワード認証、多要素認証等)を用いた認証機能を備えること。
- ・ インターネットを含む全てのネットワーク間の通信に対して、通信回線 を介した不正を防止するため、不正アクセスおよび許可されていない通 信プロトコルを通信回線上にて検知、通知および遮断する機能を備える こと。
- ・ 不正プログラム (ウイルス、ワーム、ボット等) の感染を防止する機能 を備えること。
- ・ 情報システムを構成する全てのサーバに対して、なりすましを防止する ために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。
- ・ 情報システムに蓄積されるデータへ不正アクセスされた場合の漏えい対 策として、データ暗号化等の機能を備えること。
- ・ インシデント発生時の原因特定等に有効なログ取得及び管理機能(ログの検索機能、ログの蓄積不能時のアラート機能等)を備えること。

## ③ 運用におけるセキュリティ

- データのバックアップを取得・保管すること。
- ・ 情報システムの障害発生時等にバックアップデータから復旧ができること。
- ・ 不正プログラム感染防止機能の動作状況を管理し、常に動作させること。
- ・ 不正プログラム感染防止機能のパターンファイルを管理し、最新のパターンファイル等に更新すること。
- ・ 外部記憶媒体の外部への持ち出しは個人情報開示等請求への対応を除き 原則禁止とし、業務上必要な場合は本市の承認を得たうえで十分な紛 失・恣難対策を講じること。
- ・ 運用・保守時のセキュリティ要件を満たしていることを確認するため、 定期的(年1回以上)に情報セキュリティ点検を実施すること。

#### (オ) 上記業務提供にあたり留意すべき事項

- ① 全体方針に沿った形で、健康・医療データ連携基盤サービスの整備・運用 に至る業務計画(スケジュールを含む)を策定すること。
- ② 必要に応じて、本市及び関係事業者との協議を踏まえて要件・仕様を調整すること。
- ③ 要件・仕様調整の結果、必要に応じて、健康・医療データ連携基盤サービスの設計・開発・テスト・リリースを行うこと。
- ④ 市民へのサービス提供に際して、利用規約・プライバシーポリシーを策定すること。
- ⑤ 市民へのサービス提供に対する KPI を設定・測定し、事業成果を報告すること。

#### (カ) 成果物

以下の竣工図書を提出すること。なお、提出物は、紙及び電子媒体(CD-R等)にてそれぞれ一部ずつ納品すること。

- ① 本業務(業務4)において連携するシステム(アプリやサービスを含む) 全体像・関連図等(市と相談して決定する)
- ② サービス仕様一式
- ③ マニュアル等資料 一式

#### 5. その他

## (1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、も しくは承継させ、またはその権利を担保の目的に供することができない。ただ し、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではない。

#### (2) 著作権

本業務の履行過程で本業務のため新たに生じた著作物に係る著作権は、本市及び受注者の共有のものとする。ただし、パッケージングソフトウェア等既存の著作物に係る著作権は除く。

## (3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

本業務を遂行するにあたり、個人情報の取り扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、総務省の「スマートセキュリティガイドライン (第2.0版)」及び本市の「門真市情報セキュリティポリシー」を参考とし、本市との協議を踏まえ、適切なセキュリティ対策を実施すること。

また、本業務に従事する者に対して情報セキュリティや個人情報の適切な取扱いに関する教育及び研修を実施すること。

## (4) インシデント発生時の対応

- ・ 受注者は、本業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故 の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに本市に対して、当該事故に関わる 個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、本市 の指示に従わなければならない。
- ・ 受注者は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、本市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- ・ 本市は、本業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (5) 契約不適合責任

本業務の納品完了後、本契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合において受注者の責任は、発注者が契約不適合を知った日から1年以内に請求があった場合に限る。

#### (6) 紛争等

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら市の責めに帰す場合を除き、受注者の責

任、負担において一切を処理すること。この場合、発注者は係る紛争等の事実を 知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者にゆだねる 等の協力措置を講じるものとする。

## (7) 守秘事項等

本業務の履行にあたって本市より提供する各種情報や知り得た秘密については、 当該業務においてのみ使用することとし、これらを第三者に漏らしてはならない。本規定は、この契約が終了し、または解除された後においてもまた同様とする。

#### (8) 損害賠償

受注者の責に帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

# (9) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わなければならない。

#### (10) その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする

# 発注課

〒571-8585

大阪府門真市中町 1-1

門真市企画財政部企画課

電話 06-6902-1231(大代表)、072-885-1231(代表)

メール kik01@city.kadoma.osaka.jp